

# 郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用 に関する取組状況

令和5年4月12日  
総務省 郵政行政部

## 中間報告における基本的な考え方

- 全国津々浦々に存在する郵便局は、ユニバーサルサービスの維持が法律により義務付けられており、過疎地においても郵便局のネットワークが維持されつづけている。こうしたことから、郵便局は高齢者等の地域住民の生活インフラとなっており、過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある。
- こうした社員が常駐する拠点性を活かして、住民のマイナンバーカード取得の機会拡大や負担軽減を図るため、郵便局を活用したマイナンバーカードの取得を推進する必要がある。

## 国における取組

### ① 郵便局における申請サポートの拡大の要請

令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、すでに申請サポートが行われている携帯電話ショップの存在しない自治体及び交付率が低い自治体を中心に、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討を要請するとともに、日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請する。併せて、マイナンバーカードの申請サポートに係る予算措置を行う。

#### 【取組状況】

- 総務省より自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討等を要請(令和4年10月31日)。特に、交付率が低い団体に対して、個別にフォローアップを実施。
- 総務省より日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請(令和4年10月31日)。訪問の状況等について、定期的なフォローアップを通じて状況把握を実施。
- 総務省から日本郵便への委託により、携帯電話ショップの所在しない団体における申請サポート業務について、令和5年1月10日より開始し、724市町村の2,296局で実施。  
※総務省から日本郵便への委託による申請サポート業務は、令和5年3月31日まで実施。
- 上記取組の結果、848自治体、3,511局委託を実現(3月31日時点)。



## 国における取組

### ② 市町村によるマイナンバーカード出張申請受付に対する郵便局スペースの提供

マイナンバーカードの申請については、現在、市区町村が本人確認を行う必要があるが、郵便局の空きスペースを利用して市区町村職員が出張申請受付を行うことにより、申請者が市町村役場まで出向く必要がなく、身近な郵便局でマイナンバーカードの申請が可能になることから、日本郵便に対して、市区町村職員によるマイナンバーカード出張申請受付に対する郵便局スペースの積極的提供を要請する。

#### 【取組状況】

- のべ64自治体141局(令和5年2月末時点)において、郵便局ロビーに自治体のマイナンバーカード申請用出張窓口ブースを開設。

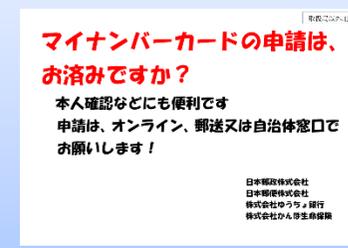
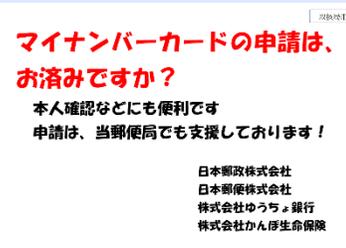


### ③ マイナンバーカード申請勧奨ポスターの郵便局への掲示等、マイナンバーカード申請勧奨

身近な郵便局において、住民のマイナンバーカードの申請を促すため、日本郵便に対して、マイナンバーカード申請を促すポスターの掲示等マイナンバーカードの申請勧奨を要請する。

#### 【取組状況】

- 総務省からの要請(令和4年11月)を受け、日本郵便において、すべての直営郵便局(2万局)に対し、ポスター掲示を指示。



### 中間報告における基本的な考え方

- 現行法上、マイナンバーカードは申請時又は交付時のいずれかで市町村による本人確認が必要とされている。
- 自治体からは、現状では郵便局で申請サポートを実施した場合でも、申請者は、本人確認のために、一度は市町村役場に出向く必要があることから、これを改めて、マイナンバーカードの交付申請の受付事務等が郵便局で完結できるようにすることを求める声があがっている。
- こうした要望を踏まえ、住民のカード取得のハードルを下げ、自治体の負担を軽減するために、郵便局を活用したマイナンバーカードの交付が行えるよう、制度改正を早急に検討する必要がある。

### 国における取組

#### ④ 郵便局におけるマイナンバーカード交付に必要な法律改正の検討

市町村が指定する郵便局にマイナンバーカードの交付の申請に来局した申請者について、郵便局と市町村をオンラインでつなぐこと等により、マイナンバーカードの交付に必要な本人確認を行うことができるように、必要な法律改正※を次期通常国会に向けて検討していく。

※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)の改正を念頭

これにより、地域で身近な郵便局でマイナンバーカードの申請を受け付け、後日、自宅等において郵送で受け取ることができるようになるものであり、住民の利便性の向上とマイナンバーカードの更なる普及につなげていく。

#### 【取組状況】

- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針が示されたことを受け、本人確認が可能となるカードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充し、新たな申請のチャンネルを設けることにより、さらなるマイナンバーカードの普及につなげていくため、郵便局においてマイナンバーカードの交付申請受付に関する事務を可能とする郵便局事務取扱法の改正案を今国会に提出(令和5年3月7日)。
- 総務省においては、改正法の成立後、普及に向けて、標準的な業務フローの作成等により自治体と郵便局を伴走支援。

## 改正の背景

- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証廃止)の方針が示されたことを受け、カードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充する必要
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

## 郵便局事務取扱法※の一部改正(案)

施行期日:公布日施行

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

※郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなすものを、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。



## 制度改正の狙い

- 国民の利便性向上  
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化  
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

## 中間報告における基本的な考え方

- マイナンバーカードを利用してオンライン手続等を行う際には、カードに搭載されている電子証明書が有効である必要があるが、電子証明書の発行から5回目の誕生日に有効期限が切れ、更新手続が必要となる。また、マイナンバーカードを利用してオンライン手続等を行う際に暗証番号が分からなくなった場合には、暗証番号を初期化して変更する必要がある。
- マイナンバーカードの普及を促進する次の段階として、デジタル時代のパスポートとしての役割を果たすマイナンバーカードの機能を維持することが必要であり、電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化が行える窓口を、住民の身近なエリアに確保していくことが必要である。
- 令和3年5月の郵便局事務取扱法の改正に伴い、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化に係る事務について、郵便局に委託することが可能となったが、当該事務の郵便局への委託については、現在（※令和4年12月時点）、6自治体7郵便局での実施にとどまっている。
- このため、電子証明書の更新や暗証番号の変更・初期化の手続のニーズの増大に応えるため、電子証明書の発行・更新等に係る事務の郵便局への委託を重点的かつ計画的に促進する必要がある。

## 国における取組

## ⑤ 電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化に係る事務の委託推進

市町村向けに意向調査を実施するとともに、特に人口・面積の割に当該事務を行える拠点が少なく、委託による効果が期待できる自治体に対して、郵便局への積極的委託を働きかけ、日本郵便に対しても当該自治体からの積極的受託の検討を要請する。

## 【取組状況】

- これまでに、7自治体より、12郵便局において電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化に係る事務を受託（令和5年3月末時点）。
- 令和4年12月、総務省より市区町村に対し、積極的委託の働きかけも兼ねた意向調査を実施したところ、令和5年度の委託開始に向け、33団体が134郵便局を対象に調整・検討を進めているとの回答を得た。
- 総務省において、引き続き、定期的な働きかけを実施するとともに、併せて委託を目指している団体のフォローを実施する。



(宮崎県都城市)



(福島県南相馬市)



(宮崎県宮崎市)

## 中間報告における基本的な考え方

- 人口減少や支所・出張所の統廃合が進む過疎地等において、必要な行政サービスを維持するため、市町村役場の業務を郵便局に委託したいというニーズはあるが、証明書交付事務等を郵便局に委託している自治体数は163(令和4年9月末現在)にとどまっている。
- あまねく全国に約2万4,000局の拠点を有している郵便局は、コンビニが所在しない自治体にも存在しており、こうした地域も含め、身近な郵便局において、マイナンバーカードを利用した証明書交付サービスが提供されることは、マイナンバーカードの利便性をより多くの住民に実感いただく機会を拡大することにつながる。
- さらに、現時点で自治体事務を受託している郵便局では、FAXで自治体と申請書等のやりとりをしており、郵便局員にも自治体職員にも生じている負担を軽減し、効率化を図る必要がある。
- このため、マイナンバーカードを利用し、デジタル処理が可能なキオスク端末等を導入することで、マイナンバーカードの利便性を実感できる機会の拡大や、事務の効率化、証明書交付の時間短縮など住民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置を推進する必要がある。

## 国における取組

### ⑥ コンビニがない市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援

カードを活用した各種証明書交付サービスを利用することができるよう、コンビニが無い市町村を中心に住民に身近な拠点として全国津々浦々に店舗が配置されている郵便局等へのキオスク端末等の設置を支援する。

### ⑦ 郵便局などにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る地方財政措置

マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置を講じる。

#### 【取組状況】

- 総務省において、低コストで導入可能な、郵便局型マイナンバーカード利用端末を開発実証。
- 令和4年度第2次補正予算「証明書交付サービス端末整備費補助金」(約4億円)により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局等への証明書自動交付サービス端末の導入を支援。意向調査の結果を踏まえ補助要綱を策定し、自治体に展開。
- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7※)を講じる。※財政力補正有り

- 低コストで導入可能な、郵便局型マイナンバーカード利用端末を開発実証(令和3年度補正予算 1.2億円)
  - ・ 住民票など証明書発行手続きがデジタル化され、自治体を介さず、郵便局だけで完結して証明書を交付可能とし、利用者への交付をスピード化。郵便局をマイナンバーカードの利用シーンとして新たに位置づける実証事業
  - ・ 石川県加賀市(5局)、神奈川県小田原市(5局)、青森県五所川原市(5局)で実証(令和4年9月から12月まで)
- 令和4年度第2次補正予算「証明書交付サービス端末整備費補助金」(約4億円)により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局等への証明書自動交付サービス端末の導入を支援。
- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7<sup>注</sup>)を講じる。<sup>注</sup>財政力補正有り

## 郵便局型マイナンバーカード利用端末(イメージ)

【利用者ロビー】

申請端末

① 端末を操作し、受付レシートを受領



② 受付レシートを郵便局員に渡す



④ 料金を支払い、証明書を受領

【バックオフィス】

複合機

③ 証明書を印刷



専用端末LAN

\* 自治体との間で通信回線(専用回線等)を設置する場合もある。

J-LIS交付センター基盤